

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月18日

住 所 徳島県徳島市万代町7丁目1番地の1

事業者名 徳島市交通局

代表者名 交通局長 角元 和彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当局の路線バスは、多くの高齢者・障害者等が利用されている。こうした現状を踏まえ、利用者からの要望等に応えられるよう、バス停留所施設のベンチ・標識の充実を目標とした取り組みを進めていく。
- ・車内の乗客に対しての案内として、次のバス停名だけでなく、通過したバス停やその先のバス停名を表示し、利用者、特に聴覚障害者に運行状況がわかりやすい、液晶式車内表示器を設置していく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・高齢者・障害者等が路線バスで円滑な移動ができるよう、バスの乗り方教室を実施し、身近な移動手段として利用して頂くよう取り組みを進めていく。
- ・高齢者・障害者等のお客様、特に視覚障害者には、バス車内へ安全に誘導し、安全に移動ができるよう、全職員の教育訓練に取り組んでいく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停留所標識	・ソーラー照明付バス停留所標識を1基設置（2024年度）
車内表示器	・液晶式車内表示器を設置

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・全車ノンステップ車両で対応 ・停留所の環境を整え、機能維持のため設備点検を定期的実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者・障害者等のお客様への乗降支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等で、一人での乗降が困難なお客様には、乗務員が安全でスムーズな乗降支援を実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスロケーションシステムでの情報提供等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン等での検索方法を分かりやすく記載できるように、ホームページの改善をして、バスロケーションシステムによる情報提供の充実を図る。
同行援護従業者養成研修支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援施設において、ノンステップバスの乗降方法等の説明、養成研修の支援を行う。
バス車内へ液晶式車内表示の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・次のバス停留所名だけでなく、通過したバス停やその先のバス停留所を表示し、特に聴覚障害者へ、運行状況を分かりやすく表示する液晶式車内表示器の設置。
徳島駅前のりばデジタルサイネージ設置	<ul style="list-style-type: none"> ・1番のりばから7番のりばに1台ずつ計7台、32インチ液晶画面に各のりばの先発および次発3便の発車時刻を拡大表示するほか、時刻表を表示。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の意識と技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等に対する、乗務員の意識改革、確実な乗降支援を行うため、職員研修を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員によるマイク案内等で適切な対応をする。 ・車内広告枠を利用し、周囲が席を譲りやすくする「おもいやりマーク」等の周知啓発ポスターの掲示

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・各停留所に、ベンチの設置、また利用者が分かりやすいよう、停留所の環境整備を、毎年計画的に実施する。 ・メールや電話で寄せられる利用者の意見を、局全体で共有し、利便性の改善に取り組む。 ・移動等円滑化に関する協議等への依頼があれば積極的に参加し、関係者との連絡調整、建設的な議論に応じる。 ・バス路線沿いでの危険箇所、また主要なバス停付近でのバリアフリー化の調査を行い、全職員が情報の共有をする。 ・全職員に対して、高齢者・障害者等に対する意識改革を目的とした教育訓練を実施する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし	特になし	

V 計画書の公表方法

<ul style="list-style-type: none"> ・徳島市交通局ホームページ等
--

VI その他計画に関連する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化に関する措置は、徳島市交通局経営計画に位置づけられている。
--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。